

「電気通信施設共通基盤 DB と点検システムを接続する WebAPI」に関する

意見照会について

令和 7 年 10 月 15 日
国土交通省大臣官房
技術調査課電気通信室

1. 意見照会の目的

国土交通省では、河川・道路等を管理するために、無線設備・電源設備・情報処理設備等の電気通信設備を整備しその維持管理を行っているが、維持管理に必要な電気通信施設の増大に伴い、適切な施設の整備・更新や運用管理のため、施設情報収集の効率化と利用の高度化が必要となっています。

現状では、施設情報の資産管理データベース(以下「DB」と保守点検結果の点検 DB 間でのデータが連携されていないため、施設の諸元と点検結果の突合作業が煩雑となっていることや、点検業務受注者が点検様式のダウンロードや結果登録のアップロードに国土交通省の事務所へ行く必要があるなど、点検の事務作業が非効率となっています。

今後、電気通信施設の諸元データと点検データの統合・連携化によりデータの一元管理を行う電気通信施設共通基盤 DB の構築(国土交通省)と、点検業務受注者が利用する点検用システム(自由開発)を WebAPI により連携することについて検討を行っているところです。

インターネット経由で電気通信施設共通基盤 DB へのアクセスが可能となることから、点検業務受注者が点検現場から電気通信施設共通基盤 DB へ直接データ入力が可能となり、点検の事務作業が効率化されるとともに、点検結果の随時登録が可能になることで施設管理や点検データの健全性が向上することを目指しています。

以上のことから、電気通信施設共通基盤 DB(国交省)と点検用システム(自由開発)を接続する WebAPI について、開発に向けた意見照会を行うものです。

2. 意見照会の対象

(1) システムの概要

別紙-1 電気通信施設共通基盤 DB(国交省)と点検業務受注者の点検用システムのイメージ概要を参考にしてください。

(2) WebAPI 関係資料

別添 通信インターフェース、ファイル定義仕様書のとおり

(3) 今後のスケジュール(想定)

- 1) 令和 7 年 10 月上旬での WebAPI 関係資料を確定
- 2) 令和 8 年 1 月以降に接続試験環境の提供
- 3) 令和 8 年 4 月から試行開始

※段階ごとに公表や事前登録をお知らせする予定

※接続試験は2週間程度を想定

3. 意見照会期間

令和7年10月15日(水)から令和7年10月31日(金)まで

4. 意見の提出方法

(1) 意見の提出

別添の「意見照会用紙」にご意見を記入の上、以下の提出先に提出してください。

(2) 問合せ、受付先

国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 電気通信基準係

東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話:03-5253-8111 e-mail:hqt-dentsu@ki.mlit.go.jp

5. その他

- (1) 皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。
- (2) 御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開する可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- (3) 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(参考)点検用システムの要件等

点検用システムは、以下の利用数、機能要件を想定しています

(1)利用数など

- ① 利用数は、毎年間 220 契約程度の保守(点検)契約(通年)での利用を想定しています
- ② 下記 URL の点検基準に基づく点検結果を報告するシステムです
電気通信施設点検基準(案)【総合点検】
https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun/R0703tenkenkijun_sougou.pdf
電気通信施設点検基準(案)【個別点検】
https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun/R0703tenkenkijun_kobetu.pdf
電気通信施設点検基準(案)【巡回点検】
https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun/R0703tenkenkijun_junkai.pdf
- ③ 点検様式の追加、修正は、毎年数件程度の見込んでいます
- ④ 点検結果整理表についても将来的に取扱いを見込んでいます

(2)機能要件など

- ① 利用者は契約内容に基づき、該当データ、当該年度のみ接続(ダウンロード、アップロード)可能とする制御可能であること・接続試験環境において試験して問題がないこと
- ② 電気通信施設共通基盤 DB との接続要件は、電気通信施設共通基盤 DB 通信インターフェース仕様書を参考とする

※電気通信施設共通基盤 DB の開発途中や接続試験により改訂の可能性があることについては、ご理解ください

(参考)接続試験環境での接続要件

令和 8 年 1 月以降の接続試験環境の要件を以下の想定をしています。

- (1) 電気通信施設共通基盤データベースとの連携し、点検業務受注者が利用する点検システムとします。
- (2) 点検用システムの目的に合致していることとします。
- (3) 点検用システムは、WebAPI を通じて電気通信施設共通基盤DBと接続し、点検業務受注者が点検業務で活用するデータ入カツール機能を有するであること(入カツール機能は開発中も可とするが、開発中であることを明示すること)
- (4) 接続試験環境において十分なセキュリティが確保されていることとして、対象システムについて、機能、セキュリティ、接続試験の結果など国土交通省において確認するため情報提供の依頼を受けた場合に開示することとします。
- (5) 接続試験に関する打合せに、原則参加(Web 可)すること
- (6) 特許などの権利について問題がないこと。

- (7) 予算決算および会計令第 70 条(一般競争に参加させることができない者)、第 71 条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれらに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 接続試験に係る費用は応募者の負担とします

以上